

「保険検査マニュアルの一部改定（案）の公表について」
 ≪コメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方≫

番号	関係箇所	提出者	コメントの概要	コメントに対する考え方
1	保険募集管理態勢の 確認検査用チェックリ ストⅡ. 2. (3) ② 実地調査用チェックリ スト2. (2) ②	生命保険 協会	<p>他人の生命の保険契約における被保険者同意の取得については、保険会社向けの総合的な監督指針Ⅱ-3-3-4 (1) ① (注) 及び② (注) において、「企業が保険契約者及び保険金受取人になり、従業員等を被保険者とする個人保険契約」と「全員加入団体定期保険」に、被保険者に対する契約内容を記載した書面の交付等の措置が規定されている。これに対し、保険検査マニュアル改定案では、単に「従業員等を被保険者とする保険契約」について、被保険者に対する契約内容を記載した書面の交付等の措置が例示として規定されている。</p> <p>これについては、保険検査マニュアルの一部改定により追加される内容が、監督指針の規定する範囲を超えて、被保険者が契約内容を認識できる措置を講じる必要があるとの趣旨ではなく、その手法についても、保険会社の創意工夫による様々なやり方で「被保険者が保険金受取人や保険金の額等の契約の内容を確実に認識できるような措置」を講じていくことが認められるものと考えてよいか。</p>	<p>貴見のとおり、従業員等を被保険者とする保険契約に係る被保険者同意の取得方法については、例示されている方法以外でも、被保険者が保険金受取人や保険金の額等の契約の内容を確実に認識できるような方法であれば、認められるものと考えます。</p>
2	保険募集管理態勢の 確認検査用チェックリ ストⅡ. 3. (7)	日本損害保 険協会	<p>見出しが「他人の生命の保険契約等」とされているが、この「等」は①に記載の「未成年者を被保険者とする契約」まで含まれることを示しており、「生命の保険」以外に拡大するといった主旨ではないことを確認したい。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>

番号	関係箇所	提出者	コメントの概要	コメントに対する考え方
3	保険募集管理態勢の確認検査用チェックリストⅡ. 3. (7)①ロ	日本損害保険協会	保険会社向けの総合的な監督指針Ⅱ-3-3-7 (1) 目的・趣旨に記載のとおり、このような措置を講じる対象契約は、「企業が保険契約者及び保険金受取人になり、従業員等を被保険者とする保険契約」であることを確認したい。	貴見のとおりです。なお、この検証項目は、監督指針と同様に、例えば、企業以外に個人事業主が保険契約者及び保険金受取人となるようなケースを含め、被保険者である従業員又はその遺族が保険金受取人とならない他人の生命の保険契約について、被保険者等の保護及び保険会社の業務の健全かつ適切な運営の確保の観点から設けたものです。
4	顧客保護等管理態勢の確認検査用チェックリストⅡ. 2. (1)③	個人 (弁護士)	「例えば、」との例示のところに、さらに、「事故の通知を単なる問い合わせとして処理したり、請求案内を欠いたまま調査を実施したりしていないか。」と示すべきである。	例示の箇所は、「保険金等の支払事由が発生した旨の通知を受けた場合」における適切な取扱いの例として示したものであり、検査においては、こうした取扱いに該当しないような不適切な取扱いが行われていないか、ご指摘の事項に限らず、当然に確認することとなります。
5	財務の健全性・保険数理に関する確認検査用チェックリスト	個人 (弁護士)	支払備金に関して、「事故の通知を単なる問い合わせとして処理したり、請求案内を欠いたまま調査を実施したりすることにより、支払備金の計上について恣意的な扱いがなされていないか。」と示すべきである。	保険検査マニュアルにおいては、支払備金の積立てに関し、「保険契約者等からの保険事故に関する情報を適切に管理し、支払い見込み額の推計を合理的に行なっているか」を検証項目として記載しており、検査においては、こうした対応が適切に行われているか、ご指摘の事項に限らず、当然に確認することとなります。

番号	関係箇所	提出者	コメントの概要	コメントに対する考え方
6	資産運用リスク管理態勢の確認検査用チェックリストⅠ. 4. (1)	日本損害保険協会	<p>保険会社向けの総合的な監督指針Ⅱ-2-6-1-1（意義）に記載のとおり、保険会社における「統合リスク管理」の枠組みはまだ完全に確立されてはならず、当面は、今般の金融危機の経験を踏まえ、資産運用リスクを中心にその他各リスクの管理方法自体を高度化し、段階的に統合的な管理を進めていくことになると思われる。</p> <p>現時点では、そうした取組みの進捗状況を評価されるものとの認識でよいか。</p>	<p>貴見のとおり、「統合リスク管理」の枠組みはまだ完全に確立されていませんが、保険会社向けの総合的な監督指針においては、これまで保険会社において相応の取組みが行われてきたところであり、リスク管理の更なる高度化に向けて不断の取組みが必要とされています。</p> <p>また、保険会社のリスク管理においては、財務の健全性の確保及び収益性の改善を図るため、それぞれの経営戦略及びリスク特性等に応じ、保険引受リスク、信用リスク、市場リスク、流動性リスクはもとより事務リスク、システムリスク等についても、適切なリスク管理を組織的・総合的に行うことが必要であり、特に、大規模かつ複雑なリスクを抱える保険会社においては、内包する種々のリスクを、各リスクカテゴリ毎に適切に管理することは当然のこととして、これらのリスクを統合して管理することができる態勢を整備することがより一層重要とされています。</p> <p>こうしたことを踏まえ、検査においては、資産運用リスクを中心として、リスクの包括的な評価・管理についての取組状況を検証・評価することとなります。</p>

番号	関係箇所	提出者	コメントの概要	コメントに対する考え方
7	資産運用リスク管理態勢の確認検査用チェックリストⅠ. 4. (1) (注)	生命保険協会	<p>保険検査マニュアル改定案では、「統合リスク管理に関する部門を独立した態様で設置しない場合」の例として、「他のリスク管理部門と統合した一つのリスク管理部門を構成する場合」が例示されているが、一方で保険会社向けの総合的な監督指針Ⅱ-2-6-1-2(2)には「リスク管理を統合的に管理する部門は、例えば収益部門から機能的に独立しているなど、関連する部門との間で相互牽制機能が確保されているか」との記述がある。</p> <p>上記保険検査マニュアル改定案においても、リスク管理を統合的に管理する部門が収益部門から機能的に独立していることが求められる一方、例えば、リスク管理の統合を実効的に行うために、「リスク管理統括部」の中に、各種リスク管理についてそれぞれ専門人材を有する内設組織（「運用リスク管理室」・「事務リスク管理室」等）を設置した上で、各種リスクを統合する態様を、否定するものではないとの理解でよいか。</p>	<p>統合リスク管理に関する部門を独立した態様で設置しない場合においては、適切な統合リスク管理が行えるよう、その態勢のあり方が十分に合理的で、かつ、機能的な側面から見て部門を設置する場合と同様の機能を備えている必要があります。</p> <p>また、リスク管理を統合的に管理する部門は、例えば収益部門から機能的に独立しているなど、関連する部門との間で相互牽制機能が確保されていることも保険会社向けの総合的な監督指針上求められます。</p> <p>ご指摘のような「リスク管理統括部」の中に各種リスク管理部門を内設する形を否定するものではありませんが、検査においては、実態を踏まえて判断することとなります。</p>

番号	関係箇所	提出者	コメントの概要	コメントに対する考え方
8	資産運用リスク管理態勢の確認検査用チェックリストⅠ. 4. (2)	日本損害保険協会	<p>今般「資産運用リスク管理態勢」の「Ⅰ. 資産運用リスク管理態勢」に新たに記載されたストレス・テストについては、蓋然性のある複数の要素を含む仮想シナリオによるテストが求められているが、テストの精緻化等については、今後、経営への影響の重大性等の要素も勘案した上で進めていくものの、現時点では、リスク管理への活用も含め、その取組の進捗状況が評価されるものとの認識でよいか。</p>	<p>保険会社向けの総合的な監督指針においては、市場が大きく変動しているような状況下では、VaRによるリスク管理には限界があることから、ストレス・テストの活用は極めて重要であり、保険会社には、市場の動向等も勘案しつつ、財務内容及び保有するリスクの状況に応じたストレス・テストを自主的に実施することが求められています。</p> <p>こうしたことを踏まえ、検査においては、金融機関の規模や特性を勘案し、その時点で適切なストレス・テストを実施し、その結果をリスク管理に関する具体的な判断に活用しているかといった点を検証・評価することとなります。</p>
9	オペレーショナル・リスク等管理態勢の確認検査用チェックリスト	個人 (会社員)	<p>先般の保険会社向けの総合的な監督指針の改正において、統合リスク管理が規定されたが、保険検査マニュアルの「オペレーショナル・リスク等管理態勢の確認検査用チェックリスト」が改正されず片手間となっている。具体的には、金融検査マニュアルにおける「オペレーショナル・リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト（別紙3）」では、事務・システム以外のその他オペレーショナルリスク管理態勢の整備が求められている。法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスクがそれにあたるが、保険会社向けには規定しない理由はなぜか。このリスクカテゴリでの管理は不要と考えてよいか。</p>	<p>保険検査マニュアルは、検査官が保険会社を検査する際に用いる手引書として位置付けられるものであり、各保険会社においては、自己責任原則に基づき、経営陣のリーダーシップの下、創意・工夫を十分に生かし、それぞれの規模・特性に応じた方針・内部規程等を策定し、保険会社の業務の健全性と適切性の確保、顧客の保護を図ることが期待されています。</p> <p>なお、実際の検査においては、各保険会社の持つリスクの所在を分析し、重要なリスクに焦点をあてて検証を行います。この際の重要なリスクとは、保険会社の業務の健全性及び適切性の確保に重大な影響を及ぼし得るリスク全てを対象としており、必ずしも保険検査マニュアルに具体的に記載されたリスクに限定するものではありません。</p>

番号	関係箇所	提出者	コメントの概要	コメントに対する考え方
10	オペレーショナル・リスク等管理態勢の確認 検査用チェックリスト IV. 危機管理態勢	個人 (会社員)	保険会社向けの総合的な監督指針の改正において、危機管理態勢から業務継続体制（BCM）と名称が変更されたが、保険検査マニュアルではそのままになっている。整合をとらない理由は何か。	今回、保険検査マニュアルの検証項目として加えた業務継続計画（BCP）については、危機事象が発生した場合において、早期に被害復旧を図り、保険契約者等の保護上、必要最低限の業務の継続を可能とするような態勢の整備が行われているか検証するものであり、保険会社向けの総合的な監督指針の着眼点と実質的に同様のものとなっています。また、金融検査マニュアルにおいては、当該検証項目を危機管理態勢として整理しており、検査マニュアル間において整合的なものとなっています。
11	実地調査用チェックリスト	個人 (弁護士)	支払管理態勢の項目を設け、顧客等から事故の通知があった場合の請求案内等の対応状況、事故調査にあたっての公正な調査の確保措置の状況などを確認すべきである。	ご指摘の点については、支払管理態勢の検証において確認することとなります。なお、実地調査用チェックリストの項目はあくまでも例示であり、支払管理態勢の検証にあたって営業店の実態を把握する必要があるれば、実地調査用チェックリストの項目に掲げられていない事項についても、実地調査において検証することとなります。